

○福智町子ども医療費の支給に関する条例

平成18年3月6日

条例第109号

改正 平成18年9月27日条例第168号

平成20年6月20日条例第20号

平成24年6月19日条例第10号

平成28年3月24日条例第9号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平28条例9・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 福智町の区域内に住所を有し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成18年福智町条例第110号)及び福智町重度障害者医療費の支給に関する条例(平成18年福智町条例第114号)の規定により医療費の支給を受けることができる者並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(2) 保護者 医療保険各法の被保険者であつて、福智町の区域内に住所を有する親権を行うもの、後見人その他のもので子どもを現に監護するものをいう。

(3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(平20条例20・平24条例10・平28条例9・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。

(1) 福智町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

(平20条例20・追加、平24条例10・平28条例9・一部改正)

(子ども医療費の支給)

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該子どもの保護者に対し子ども医療費として支給する。

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平18条例168・一部改正、平20条例20・旧第3条繰下・一部改正、平24条例10・平28条例9・一部改正)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 子ども医療の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

(平20条例20・全改、平24条例10・平28条例9・一部改正)

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子どもの保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(平20条例20・旧第5条繰下、平28条例9・一部改正)

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(平20条例20・旧第6条繰下・一部改正、平28条例9・一部改正)

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があつたものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法により難しいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(平20条例20・旧第7条繰下、平28条例9・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(平20条例20・旧第8条繰下、平28条例9・一部改正)

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(平20条例20・旧第9条繰下、平28条例9・一部改正)

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があつたときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(平20条例20・旧第10条繰下、平28条例9・一部改正)

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(平20条例20・旧第11条繰下、平28条例9・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例20・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の赤池町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和49年赤池町条例第13号）、金田町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和49年金田町条例第609号）又は方城町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和49年方城町条例第20号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第3条の規定にかかわらず、乳幼児医療費の支給については、平成18年3月31日までに限り、なお合併前の条例の例による。

(町外からの転入に係る乳幼児医療費支給の特例)

- 4 施行日から平成18年3月31日までの間に、町外から本町に転入した者に対する乳幼児医療費の支給については、その転入した合併前の赤池町、金田町又は方城町（以下「合併前の町」という。）の区域に係る合併前の条例の規定を適用する。

(町内における転居に係る乳幼児医療費支給の特例)

- 5 施行日から平成18年3月31日までの間に、合併前の区域を異にして転居した者に対する乳幼児医療費の支給については、その転居先の合併前の町の区域に係る合併前の条例の規定を適用する。

附 則（平成18年9月27日条例第168号）

- この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条ただし書に係る改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第20号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の福智町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成24年6月19日条例第10号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の第2条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成28年3月24日条例第9号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の福智町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号の子どもに係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。